

竹原市職員採用試験案内

竹原市役所総務部総務課

竹原市の幼保連携型認定こども園で勤務する園長（任期付職員）を募集します。

申込受付期間 令和8年1月26日（月）～2月27日（金）

1 募集内容及び応募資格

職種	募集人数	応募資格・採用予定期
こども園長 (任期付職員)	1名	<p>昭和35年4月2日から昭和51年4月1日までに生まれた人で、以下のいずれかに該当する者（R8.4.1現在：50歳以上65歳以下）</p> <p>(1) 保育士資格及び幼稚園教諭免許、又は教員免許のいずれかを有する者で、幼稚園長、保育所長、こども園長、又は小学校及び義務教育学校の管理職（校長または教頭）いずれかの経験が、平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に3年以上ある者</p> <p>(2) こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、上記(1)の資格を有する者と同等の資質を有すると認められる者</p> <p>※ 職務経験として通算する期間とは、おおむね週38時間45分で正職員又は正職員に準じる勤務形態（パートタイム勤務は対象外）として就業していた期間が該当します。</p> <p>※ 休職、休業などで休んでいた期間（育児休業等）は通算しません。</p> <p>※ 職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の職歴に限ります。</p> <p>※ 職務経験年数の確認のため、最終試験合格後、職歴証明書等の提出が必要です。職歴証明書等を提出できない場合や、3年以上の職務経験年数が確認できない場合は採用されません。</p> <p>令和8年4月1日採用予定</p> <p>※任用期間：令和11年3月31日まで（3年間）</p>

(1) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 竹原市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 日本国籍を有しない人

(2) 採用後、原則として竹原市に居住する者であること。

2 試験の日時及び発表

試験	試験の期日、会場等	発表
第1次 試験	<p>【書類選考】※ 次の(1)及び(2)により選考を行います。</p> <p>(1) 受験申込書 (2) これまでの職務経験における取組及び経験・実績をまとめたもの（様式は問いません）</p>	令和8年3月上旬頃に合格者の受験番号を竹原市ホームページに掲示するとともに、合格者には通知を送付します（不合格者には、通知しません。）。
第2次 試験	<p>【面接試験】 (1) 日時 令和8年3月中旬（実施予定） 詳細については、別途通知します。 (2) 場所 竹原市役所会議室</p>	

3 試験結果の開示

合格発表の日から1か月間、不合格となった方については採用試験の結果（受験者本人の順位、総合得点）の開示請求を行うことができます。（請求できるのは不合格となった試験に関する成績のみで、2次試験で不合格となった場合は1次試験に係る結果は開示できませんのでご了承ください。）

開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類（受領印のある受験票、運転免許証等）を持参の上、平日（日曜日、土曜日及び祝日以外の日）の8時30分から17時15分までに竹原市役所総務部総務課人事係へ受験者本人が直接お越しください。なお、電話による開示請求は受け付けません。

4 申込手続及び受付期間等

◎受験申込みは、インターネットで受け付けます。（窓口・郵送による申込みは受け付けておりません。）

竹原市のホームページ (<http://www.city.takehara.lg.jp>) の「竹原市職員採用試験情報」から採用専用サイト（パブリックコネクト）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、申込期間中に送信・申込みをしてください。

※ 受験申込には採用専用サイト（パブリックコネクト）の会員登録（無料）が必要です。



（竹原市HP）

(1) 申込受付期間

令和8年1月26日（月）から2月27日（金）17時15分まで

(2) 申込みには、次のものが必要です。

① パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話は非対応）、タブレット

※ PDFファイルを閲覧できる環境が必要です

② 受験者本人のメールアドレス（ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、

「public-connect.jp」及び「@city.takehara.lg.jp」からのメールを受信できるように設定してください。）

③ 顔写真のデータ

④ 受験票を印刷するためのプリンター（プリンターがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービスなどをご利用ください。）

5 合格から採用まで

- (1) 採用後は竹原市内のこども園に配属されます。
- (2) 採用はすべて条件付で、原則として採用から6か月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

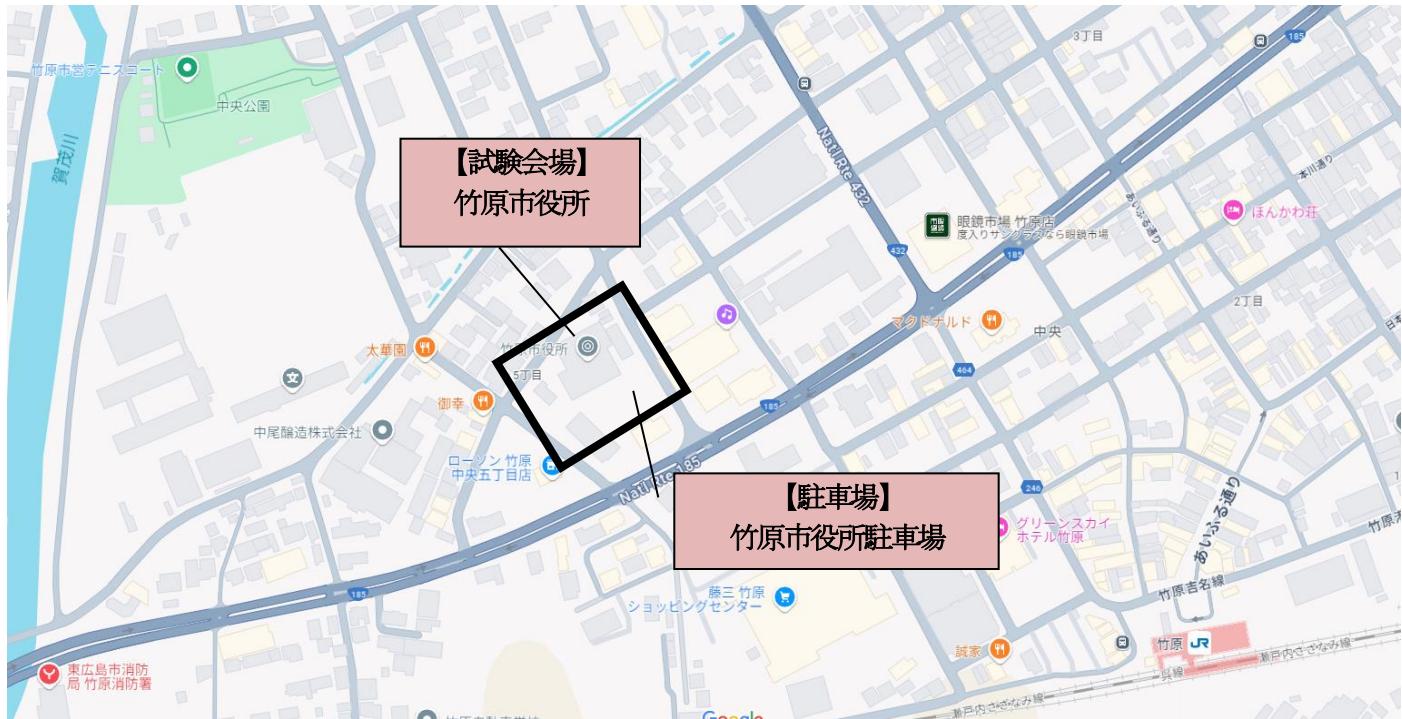
6 給与等

- (1) 初任給は、竹原市職員の給与に関する条例（昭和33年竹原市条例第9号）の規定に基づき、学歴免許等の資格や経験年数に応じて決定します。その他に、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。
- (2) 勤務時間は原則として1日7時間45分、1週平均38時間45分です。

7 新型コロナウイルス感染症等への対応

- (1) マスクの着用は個人の判断でお願いします。（咳などの症状のある方にはマスクの着用をお願いすることがありますので、御協力ください。）なお、マスクを着用する場合、試験中の写真撮影の際には、係員の指示に従い、マスクを一時的に外してください。
- (2) 試験会場内での消毒液の利用やこまめな手洗いにご協力ください。また、携帯用手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。
- (3) 試験の前後や休憩時間での密集は避け、会話は控えめにしてください。
- (4) 試験室は換気のため、適宜、窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるように服装には注意してください。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方、発熱や咳などの風邪症状がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。なお、これを理由とした欠席者の受けの再試験は予定しておりません。
- (6) 試験当日、自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、竹原市のホームページ (<http://www.city.takehara.lg.jp>) でお知らせします。

試験会場案内



【問い合わせ先】

竹原市役所 総務部 総務課（人事係）

〒725-8666 竹原市中央五丁目 6番28号

TEL 0846-22-7759

FAX 0846-22-8579

URL <http://www.city.takehara.lg.jp>

E-mail soumu@city.takehara.lg.jp